

事業概要

令和 8(2026)年8月

公益財団法人 板橋区産業振興公社

ま え が き

近年、地域産業を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の進展に加え、エネルギー・原材料価格の高騰、人手不足の深刻化、さらにはデジタル技術の急速な進展などにより、大きく変化しております。

このような状況の中で、区内中小企業には、経営基盤の強化とともに、時代の変化に柔軟に対応する持続的な成長が求められています。

板橋区産業振興公社では、「公社基本構想 2035」に基づき「創造都市」として、事業者の皆様が、時代に合った製品・サービスを提供し続けるとともに、新たな価値の創造により、産業の成長と区民生活の質の向上が循環する社会をめざして、各種施策を展開していきたいと考えております。

引き続き、関係機関や地域団体との連携を一層深め、地域経済の活性化に資する取組を着実に進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年8月

公益財団法人 板橋区産業振興公社

理事長 坂 本 健

目 次

○ 令和7年度事業報告	ページ
1. 中小企業及び中小企業勤労者等の調査・研究・情報発信に関する事業	・・・2
2. 中小企業のための経営支援事業	・・・4
3. 中小企業及び中小企業勤労者等の人材確保・育成に関する事業	・・・9
4. 中小企業勤労者等のための勤労者福祉増進事業	・・・11
5. 信用保証に関する事業	・・・13
6. 他法人等から受託する事業	・・・14
7. その他公社の目的を達成するために必要な事業	・・・14
・ 勤労者福祉の増進に関する事業実行状況（別掲）	・・・15
・ 会議等開催状況	・・・16
・ 当該公益法人の運営体制の充実をはかるための取組	・・・18
・ 附 属 明 細 書	・・・19
○ 令和7年度決算報告	
・ 正味財産増減計算書	・・・22
・ 貸 借 対 照 表	・・・25
・ 財務諸表に対する注記	・・・26
・ 附 属 明 細 書	・・・28
・ 財 産 目 録	・・・29
・ 監 査 結 果	・・・31
○ 令和8年度事業計画・収支予算	
・ 令和8年度事業計画	・・・34
・ 収 支 予 算 書	・・・40
〔資 料〕	
・ 公社組織図及び事務分掌	・・・44
・ 役 員 名 簿	・・・45
・ 評 議 員 名 簿	・・・46
・ 定 款	・・・47
・ 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程	・・・56
・ 令和7年度のトピックス	・・・60
・ 公社沿革	・・・60

事業報告

令和 7 年度

令和7年度 事業報告

1. 事業執行の状況

事業名	1 中小企業及び中小企業勤労者等の調査・研究・情報発信に関する事業		
事業区分 (定款)	1号事業 調査研究、情報発信に関する事業	R7事業費	11,508 千円
事業目的			
区内で事業展開する事業者や区民を対象に、産業情報を周知するとともに、国や都の調査のみでは把握が難しい板橋区域内的の産業情報を収集し、地域を活性化させることを目的とする。			
(1)産業情報収集及び提供事業			11,508 千円
概要	①産業データベースの運用事業		事業費 1,469 千円
	企業情報の収集及び企業検索サイト「産業データベース」を運用		
	ア. 産業データベースの運用		
	実施内容	企業情報発信 ページ登録件数：724件 (104件増) (参考) 閲覧状況: 1 年間のアクティブユーザー数=5,785 平均滞在 3 分18秒 戦略的情報発信 ページ登録件数：4,557件 (294件増) 移転件数：311件 (23件増) 廃業件数：1,354件 (44件増) (参考) 1 年間に支援記録のある事業所数=990件	
概要	②普及宣伝事業		事業費 10,039 千円
	中小企業の支援に関する情報及び区内企業の発信や、福利厚生事業等の普及促進を行う入会促進活動・広告掲載等を実施		
	ア. 「産業情報ニュース」、「サポートガイド」等の産業情報紙の発行		
	実施内容	「産業情報ニュース」 (年 1 回発行) 1 月発行 7,500部 ハイライフいたばしのサービスメニューを紹介し、日帰りバスツアーや資格取得講座の利用者の声を掲載するとともに「やるね板橋」、「簡易型BCP策定支援事業」の周知を行った。 「サポートガイド」 (年 1 回発行) 3 月発行 1,500部 公社の中小企業サポート事業を紹介するとともに産業振興課の事業、施設を紹介する冊子を作成した。	
概要	イ. SNSやホームページによる産業情報及び企業紹介の配信		
	実施内容	SNS：94件、ハイライフいたばしLINE：50件、3月17日よりホームページのリニューアルを実施 (参考) ポータルサイト閲覧状況: 1 年間のアクティブユーザー数=40,000 平均滞在 3 分43秒 直帰率 41.5%(令和7年4月1日～令和8年3月31日)	
	ウ. Itabashi Quality製品展示の実施		
	実施内容	ハイライフプラザいたばし：9社、成増図書館：11社	

概要	エ. 魅力発信ガイド「やるね板橋」の活用	
	実施内容	冊子やリーフレットを、区内大学及び高校の進路担当部署、区の人材確保事業、区外専門展示会等などで配布した。
	オ. 「ハイレイフいたばし」（共済ニュース）の発行	
	実施内容	6回発行
	カ. 「ハイレイフいたばし利用ガイドブック」の発行	
	実施内容	11月発行
	キ. 専門紙への事業紹介等による周知活動	
	実施内容	日刊工業新聞に広告掲載（令和8年3月13日） 次年度の補助金や4月に開催する区外展示会出展事業者の紹介を行った。
	ク. 入会促進活動の実施	
	実施内容	入会キャンペーン実施、広報いたばしへの記事掲載、SNSによる発信等
	ケ. 広告掲載等による普及促進活動	
	実施内容	国際興業バス車内アナウンス広告、バス車内天刷り広告

【自己評価・短評】

産業データベースの新規登録件数が昨年度を1割超上回る増加となったほか、Itabashi Quality製品展示の希望も増加しており、特に現地の展示を見た方からの問合せがあるなどの効果から、展示枠が予約で埋まる状況が継続している。しかし、依然として公社事業をご存じない企業も多く、多様な手段での情報発信に努めているが、比較的負担が少なく発信ができるSNSもフォロワー以外へ届きづらい面があるなど、更なる効果的な情報発信が課題である。

今後も、あらゆる機会を捉え、中小企業の支援や福利厚生の実業周知に努めていくとともに、ターゲットを絞った周知による参加機会の拡大も図り、区内企業の支援のための情報発信を行っていく。

事業名	2 中小企業のための経営支援事業		
事業区分 (定款)	2号事業 経営支援に関する事業	R7事業費	212,670 千円
	3号事業 取引拡大・交流推進に関する事業		
	4号事業 技術開発支援に関する事業		

事業目的

区内中小事業者や創業希望者を主な対象に、専門知識の習得や助成・補助等の支援を通じて、地域産業を振興し、地域を活性化することを目的とする。

(1)ハンズオン（伴走型支援）事業 24,793 千円

概要

①ビジネスサポート事業		事業費	24,511 千円
多様な経営課題を支援するため、個別課題に応じた専門家による相談を実施する。			
ア. 専門家派遣事業			
実施内容	派遣相談件数171件、社内研修4件（内訳：中小企業診断士79件、社会保険労務士32件、行政書士7件、弁理士4件、弁護士16件、司法書士3件、税理士13件、その他コンサルタント21件）		
イ. BCP策定支援事業			
実施内容	支援6社（新規策定4社、策定中1社、フォローアップ1社） 平成24年～ 延べ146社		
ウ. ビジネスチャンス開拓支援事業			
実施内容	支援回数 30回（13社） ※一部有料		
	販路開拓へのマーケティング戦略の向上、取引マッチングなどの支援		
エ. 産業デザイン支援事業			
実施内容	支援回数 80回（42社）		
	ホームページ・チラシ作成等支援、展示会ブースの設営・構成等の支援		
オ. ワンストップ相談事業			
実施内容	企業サポートコーディネーターによる相談件数 5,186件		
	うち受発注相談に関連した 斡旋（マッチング）件数 78件、成立 7件		

②テクニカルサポート事業		事業費	282 千円
概要	技術的課題の解決を支援するため、個別課題に応じた専門家による助言を実施する。		
	ア. 産学公連携アドバイザー事業		
	実施内容	相談件数 4件（2社）	
		理工系の大学教員による相談	
	イ. 医工連携アドバイザー事業		
	実施内容	相談件数 1件（1社）	
		医療機器産業参入・医療機器製品開発に関する相談	
	ウ. ソリューションスタッフ事業		
実施内容	相談件数 15件（7社）		
	技術課題解決のための専門家による相談		

【自己評価・短評】

専門家派遣事業では、助成金申請支援（中小企業診断士）、労務関連相談（社会保険労務士）等で、概ね前年度並みの実績となった。また、ビジネスチャンス開拓支援事業は通年では実績が3割超減少したが、大半が下半期の実施件数であるほか令和8年度当初からの予約案件も複数あり、新たな販路獲得への意欲が強く感じられる。産業デザイン支援事業でも、ホームページ刷新やチラシの作成などの相談が8割超と新規取引拡大への支援需要は高く、実績も前年度比1割増となった。

ハンズオン支援は、公社の中心的事業の一つであるが、引き続き認知度に課題は残っており、取組事例や成果の見える化など周知方法を工夫していく。また、引き合いの強い事業は支援体制の強化を図りつつ、金融機関をはじめ支援機関・研究機関などとの連携を深めて、より多くの支援を進めていく。

(2)助成・補助事業

152,379 千円

①新製品・新技術開発支援事業		事業費	22,479 千円
概要	企業の技術革新・技術開発等を支援するための助成・補助事業を実施する。		
	ア. 開発チャレンジ補助金		
	実施内容	上限300万円 事前相談 20件、申請 19件 採択・交付 10件 訪問支援 24回	
	イ. 産学公連携開発支援事業助成金		
	実施内容	上限150万円 申請 2件 交付 2件	
	ウ. 公設試験研究機関等利用助成金		
	実施内容	上限10万円 申請 4件 交付 4件	
	エ. 医療機器製造業等登録手数料補助金		
実施内容	上限10万円 申請 0件 交付 0件		

②持続化支援事業		事業費	57,284 千円
概要	企業の持続化を支援するための助成・補助事業を実施する。		
	ア. 魅力向上支援包括補助事業（人材獲得・魅力発信・展示会出展等）		
	実施内容	上限50万円 申請178件 交付165件	
		（主な交付内容）※複数の申請が可能のため合計は一致しない。	
		人材獲得 広告費16件 成功報酬型人材採用経費7件	
		魅力発信 WEBサイト制作費67件 印刷物制作費47件	
	実施内容	展示会等出展 出展料24件	
		専門家派遣87社（中小企業診断士25社 社会保険労務士45社 デザイナー17社※産業デザイン支援事業の内数）	

③経営基盤強化支援事業		事業費	71,463 千円
概要	企業の技術革新・技術開発等を支援するための助成・補助事業を実施する。		
	ア. 権利認証取得補助金		
	実施内容	上限20万円、特許権4件、意匠権2件、商標権8件	
	イ. 業務効率化システム導入助成金		
	実施内容	上限50万円 申請 44件 交付 40件 事前相談会 17日・60件	
	ウ. デジタル環境構築補助金		
	実施内容	上限500万円 申請 19件 採択 17件（うち中止 1件） 交付 16件 事前相談会 7日・22件 よろず相談会 2日・8件 訪問支援 16社・30件	
	エ. 人材育成支援事業助成金		
実施内容	上限10万円 申請 31件 交付 28件		

④企業間連携促進事業		事業費	1,084 千円
概要	企業間の連携促進を支援するための助成・補助事業を実施する。		
	ア. 魅力ある個店の連携支援補助金		
	実施内容	上限50～100万円 申請3件 交付3件	

⑤助成・補助事業諸経費		事業費	69 千円
	実施内容	助成・補助事業の共通経費	

【自己評価・短評】

開発チャレンジ補助金の申請件数が6割増加したことから、可能な範囲で採択件数も増やして対応した。強い販路開拓意欲は今年度新規の魅力向上包括補助事業にも現れており、魅力発信（HP刷新・チラシ等製作）や展示会出展に多くの申請が行われている。デジタル環境構築補助金は予算増額のため前年度の3割増の交付実績となり、システム導入による省力化・効率化の需要は高いと考えている。

公社の補助金・助成金は、国や東京都のものと比較して活用のしやすさや交付決定の競争率の低さに特徴があるものの、より高い費用対効果を得られるための助言など、伴走支援を導入・強化すべきものがある。その一つとして、デジタル化に関する補助金・助成金では、令和8年度からは専門家による伴走支援により、データの利活用を見据えたより導入効果の高いシステム構築の支援を行う助成制度へ移行するなどの取組を進めている。今後も、補助金・助成金の目的と照らし合わせながら、区内中小企業にとって頼れる制度を構築していく。

(3)販路開拓支援事業

35,498 千円

①連携イノベーション支援事業		事業費	2,087 千円
概要	企業間の連携を促進する事業を実施する。		※有料（初回セミナーのみ無料）
	ア. 魅力ある個店の創出・発掘セミナー		
	実施内容	無料セミナー 令和7年5月22日開催 60名受講	
		参加型連続講座 令和7年6月から9月の間で5日間実施 25名受講 個別相談 4日間16件実施	

②専門展示会等出展事業		事業費	30,211 千円
概要	区内企業の特徴ある製品・商品・技術等を国内外に周知するために展示会等に出展する。※有料		
	ア. ものづくり専門展示会		
	実施内容	第30回機械要素技術展 開催日：令和7年7月9日～11日 会場：幕張メッセ 出展社数：区内企業7社	
	イ. 光学系展示会		
	実施内容	OPIE'25 開催日：令和7年4月23日～25日 会場：パシフィコ横浜 出展社数：区内企業8社	
	ウ. BtoC専門展示会		
	実施内容	第101回東京インターナショナルギフト・ショー春 2026 開催日：令和8年2月4日～6日 会場：東京ビッグサイト 出展社数：区内企業8社	
	エ. 医療系専門展示会		
	実施内容	Medtec Japan 2025 開催日：令和7年4月9日～11日 会場：東京ビッグサイト 出展社数：区内企業7社	
	オ. 新産業分野展示会		
実施内容	第8回脱炭素経営EXPO春 開催日：令和8年3月17日～3月19日 会場：東京ビッグサイト 出展社数：区内企業5社		

③商談会事業		事業費	2,582 千円
概要	区内企業を主な対象とした商談会を実施する。		
	ア. ものづくり企業商談会		
	実施内容	開催日：令和7年10月31日 会場：北とぴあ 参加企業数：104社（発注31社・受注73社、うち区内企業23社） 商談件数：194件	

④交流促進事業		事業費	618 千円
概要	新ビジネス・イノベーション創出を支援するための交流促進事業を実施する。		
	ア. 交流会事業		
	実施内容	東京都・板橋区医工連携交流会 （帝京大学医学部附属病院臨床ニーズマッチング会） 開催日：令和8年1月8日 会場：帝京大学本部棟臨床大講堂 参加者：67名 区内製品展示企業：4社 DX推進工場見学交流会 開催日：令和8年1月29日 参加者：21人	

【自己評価・短評】

販路開拓支援として、魅力を高める(強みを磨く)、露出を高める(展示会・商談会)、業種を超えた企業間連携の視点から、大規模から小規模まで様々な規模感の事業を実施した。

魅力ある個店の創出・発掘セミナーは参加者減となったが、売上向上についてわかりやすく学ぶ機会として受講者には大変好評を得ている。板橋区ブースとして複数社で共同出展する区外専門展示会は、企業の認知や信用の向上にも役立つとの評価を得ているほか、具体の商談・受注が得られたとの報告も複数受けている。また、機械要素技術展では、東京都中小企業振興公社及び都内自治体のブースを集めたレイアウトを実現させ、東京のものづくりを一体的にPRする場として、訴求力の高い展示が可能となった。事前マッチング制の商談会（ものづくり企業商談会）は、近場で一度に複数の商談を行える点が好評で、過去最大の参加企業・商談件数となっている。

医工連携交流会はコロナ禍後の区内初の現地開催であったが、東京都や会場の帝京大学とともに工夫したニーズ発表者との直接交流や区内企業の製品展示などの取組により、対面の良さの際立つ開催となった。

販路拡大においては、自社の製品・サービスの強みを磨き他社との差別化が大切となるが、(1)ハンズオン(伴走型支援)事業の「ビジネスチャンス開拓支援事業」での支援が可能であることから、各種事業を組み合わせたオーダーメイドの支援にも注力していきたい。また、区外専門展示会への出展は小規模事業者には人的な負担が大きいという課題があるため、これらの事業者の自社製品をアピールする場として小規模な展示会・商談会での製品展示機会を設けるなどの取り組みも進めていく。

6	3 中小企業及び中小企業勤労者等の人材確保・育成に関する事業		
事業区分 (定款)	5号事業 人材の確保・育成に関する事業	R7事業費	3,023 千円
事業目的			
区内在住・在勤・在学の勤労者や経営者等を対象とした人材育成や中小企業の課題解決等を支援する事業を実施する。			
(1)人材確保・育成支援事業		3,023 千円	
①創業支援事業		事業費	1,098 千円
概要	区内で創業予定または創業間もない事業者を対象としたセミナーを実施す ※有料		
	ア. 実践型創業マスタースクール		
	実施内容	5・7・9・11・2月実施 各4科目（経営＋財務＋人材育成＋販路開拓）＋交流会 延べ25コマ・560人受講・受講認定111人 証明書発行86人	
②勤労者能力開発事業		事業費	1,620 千円
概要	区内在住・在勤・在学の勤労者等を対象としたキャリアアップ講座を実施する。 ※有料		
	ア. 宅地建物取引士講座		
	実施内容	令和7年5月14日～9月24日毎週水曜日 20回 受講者：28名	
	イ. ファイナンシャルプランナー 3 級講座		
	実施内容	令和7年6月 4 日～8月6日毎週水曜日 10回 受講者：47名	
	ウ. 日商簿記 3 級講座		
	実施内容	令和7年8月20日～11月5日毎週水曜日 12回 受講者：25名	
エ. ITパスポート講座			
実施内容	令和7年10月8日～12月10日毎週水曜日 10回 受講者：24名		

③ビジネスセミナー		事業費	305 千円
概要	中小企業の課題解決等を支援するセミナーや講座を実施する。		
	ア. 各種セミナー①業務効率化セミナー		
	実施内容	令和7年5月21日開催 参加者：18名	
	イ. 各種セミナー②売上UP及び集客UPのための写真撮影セミナー		
	実施内容	令和7年10月8日・15日 開催 参加者：25名	
	ウ. 各種セミナー③新商品開発セミナー		
	実施内容	令和7年12月3日開催、参加者：30名	
	エ. 各種セミナー④バックオフィスアプリケーション展示会		
	実施内容	令和7年12月10日開催、参加者：17名	
	オ. 各種セミナー⑤ここからはじめる創業入門セミナー		
	実施内容	公社ホームページで動画配信中	
	カ. 各種セミナー⑥補助金解説オンラインセミナー		
	実施内容	令和8年3月18日、25日 開催、申込者：96名	

【自己評価・短評】

創業マスタースクールは、昨年度を1割上回る受講・認定となり、多くの参加者の支援と交流が図られた。年5回（昼3回夜間2回）開催されていて、昼間働いている方にも受講しやすい設定になっており、最終回の対面交流会では、受講者同士の横のつながりや専門家へ直接相談ができる機会を提供し、孤独になりがちな創業期の支えとなっている。また、修了者に対し「創業定期診断」を実施し5人の方から専門家派遣の申し込みがあり、創業後の顧客の伸び悩みなどの相談に対応した。キャリアアップ講座はスキルアップとして基本的な資格の4講座を実施し、資格試験受験の意向は81%で、就職・再就職のための受講というアンケート回答も得られ、事業目的や趣旨に合う受講がされている。セミナー・講座では売上向上や新製品開発などのテーマの受講者数が多く、その参加者の取組意欲も高かった。補助金解説オンラインセミナーは2日間連続講座とし、2日目は公社の新助成金について目的や活用のイメージなどを経営者の視点で具体的に伝えたことで、助成金の主旨に沿った相談・申請が寄せられており、より高い助成金の効果が期待される。受講の期間や難易度など受講しやすい4講座を実施するキャリアアップ講座は、社会情勢や受講者数などを踏まえ、今後も就労の一助になる講座として充実させていく。また、自社製品の魅力を磨き・差別化し、販路を広げようとする区内事業者の意識は強く、セミナーの実績にも現れているため、各種事業を組み合わせた伴走支援体制の拡充に引き続き注力していく。

事業名	4 中小企業勤労者等のための勤労者福祉増進事業		
事業区分 (定款)	6号事業 勤労者福祉の増進に関する事業	R7事業費	70,690 千円

事業目的

区内在住・在勤の勤労者等の経営基盤の確立・生活安定の支援を目的とし、低利な融資斡旋事業や指定店事業を実施する。

(1) 勤労者福利共済事業（公益目的事業）

63,694 千円

①生活安定事業		事業費	—	千円
概要				
	生活安定を目的とした各種事業を実施する。			
	ア. 融資斡旋事業			
	実施内容	中央労働金庫		
	イ. 指定店事業			
	実施内容	登録店舗の割引利用		

②健康維持増進事業		事業費	1,702 千円
概要	健康増進を目的とした各種事業を実施する。		
	ア. 健康・スポーツ施設利用事業		
	実施内容	日帰り温泉施設等利用補助、人間ドック利用補助等	

③余暇活動に関する事業		事業費	61,992 千円
概要	余暇活動を推進する各種事業を実施する。		
	ア. 自己啓発事業		
	実施内容	キャリアスクール・各種講座補助	
	イ. 宿泊施設利用事業		
	実施内容	契約旅行会社宿泊補助	
	ウ. 文化教養活動事業		
	実施内容	板橋区文化国際交流財団事業利用補助券	
	エ. 遊園施設等利用事業		
	実施内容	レジャー施設利用補助券、スパ施設利用割引等	
	オ. チケット割引斡旋事業		
	実施内容	映画券、食事券等割引斡旋	
	カ. レクリエーション事業		
	実施内容	日帰りバスツアー、区内農家の野菜の収穫体験等	

(2)給付事業（他3事業）**6,996 千円**

①給付事業		事業費	6,996 千円
概要	生活安定事業の一環として慶弔給付金等を支給する。		
	ア. 各種祝い金等		
	実施内容	祝金:258件 見舞金:103件 死亡弔慰金:112件 予防接種給付金:631件	

【自己評価・短評】

年々会員減少が進む中、スケールメリットを活かした制度の安定的な運営を図るため、いたばし産業見本市でのブース訪問、区内創業5年以内事業者宛のDMの送付、保育園長会等でPR活動など、昨年と違ったアプローチで会員の増強に力を入れてきた。

同時に、現会員の任意退会に着目し、会費を払っているだけで楽しみがないという退会者を少しでも減少させることができればと、申込不要のお年玉プレゼントを実施した。

また、格安バスツアーや「いたばしのいっぴん」などが購入できる買物券事業や各種ギフトカードのあっせんなど物価高に対応したサービスを充実させるなど会員へのサービス内容の向上にも努めてきた。

今後は、事業の魅力を高めるとともに、企業サポートコーディネーターによる企業訪問の際のPRや関連団体の協力をいただき、中小企業の人材確保策として「顔の見えるPR」を強化していく。

※勤労者福利共済事業関する実行状況については、15ページに別掲する。

事業名	5 信用保証に関する事業		
事業区分 (定款)	7号事業 信用保証に関する事業	R7事業費	2,705 千円
事業目的			
平成16年3月まで実施していた板橋区斡旋の融資に対する信用保証について、債務保証等を行うことで中小企業の支援を行う。			
(1)信用保証事業		2,705 千円	
概要	①信用保証		事業費 2,705 千円
	中小企業融資の保証債務及び求償権債権の管理を行う。		
	ア. 求償権債権等の回収業務		
	実施内容	66件 求償権回収金 4,818,977円	
	イ. 信用保証条件の変更・保証債務の代位弁済		
	実施内容	条件変更7回 信用保証料収入 82,374円	
	【参考】 (信用保証事業) ・ 保証実績（1977-2003年） 31,768件・113,360,400千円 内訳：完済29,727件/保証中7件/代位弁済2,034件 ・ 保証債務残高 7件・9,278,000円 ・ 保証料収入累計 2,303,613,927円 (求償権管理状況) ・ 今期代位弁済 0件 債権償却 0件 ・ 求償権累計（1977-2015年）：代位弁済 2,034件・4,132,966,675円 内訳：管理中9件（元本15,003,018円)/管理停止1,261件 2,434,452,977円/完済764件 ・ 今期回収金額 4,818,977円（元本）（別途遅延損害金1,807,303円） 回収総額 1,683,510,680円(元本)/ 180,228,097円(遅延損害金)		
評価対象としない。			

事業名	6 他法人等から受託する事業		
事業区分 (定款)	8号事業 他法人等から受託する事業	R7事業費	9,573 千円
事業目的			
勤労者福利厚生事業の受付業務と区立ハイレライフプラザの貸館手続業務を併せて実施することで業務の効率化を図る。			
(1)板橋区立ハイレライフプラザの受付受託事業			
①窓口業務		事業費	9,573 千円
概要			
	産業活動を担う勤労者の福利向上に寄与するため施設の管理運営を行う。		
	ア. 窓口受託事業		
	実施内容	ハイレライフプラザ施設利用受付業務	
【参考】区立ハイレライフプラザ利用実績			
区 分		回 数	人 員
ホール		2,212	35,883
会議室		751	12,602
合 計		2,963	108,485
評価対象としない。			

事業名	7 その他公社の目的を達成するために必要な事業		
事業区分 (定款)	9号事業 その他必要な事業	R7事業費	— 千円
事業目的			
その他必要な事業を実施することで、地域産業の活性化に寄与する。			
(1)他団体主催事業への後援・協賛			— 千円
①他団体への協力		事業費	— 千円
概要			
	区内産業団体等の主催事業に協力し、事業目的の達成を側面支援する。		
	ア. 各種事業後援等		
	実施内容	産業団体の各種事業後援 等 後援 2 件	
評価対象としない。			

勤労者福祉の増進に関する事業実行状況(別掲)

(1) 加入状況

時 期	事業所数	加入者数
発 足 時(S60.8.1)	401 所	2,008 人
最 大 時(H6.3.31)	3,998 所	10,867 人
令和7年3月末日	1,747 所	5,689 人
令和8年3月末日	1,724 所	5,561 人

入会 72 所(521 人)、退会 95 所(649 人)

(2) 会費等の収入

内 容	金額(円)	延人数(人)	月平均(人)
会費等 計	33,373,700	—	—
入会金(加入時に 200 円)	57,200	286	24
会 費(月額 500 円)	33,316,500	66,633	55,523

(3) 事業実績

事 業 名	利用件数(件)	支出金額(円)	収入金額(円)
給付事業(各種祝金等)	1,104	6,996,000	—
福利厚生事業 計	30,981	63,694,408	39,797,200
宿泊施設 指定宿泊補助等	855	2,565,000	—
リソル ライフサポート倶楽部	190	1,320,000	—
レジャー 遊園地等 1 日フリーパス券割引等	3,079	3,085,693	—
健康・スポーツ 人間ドック利用補助 スキーリフト補助等	1,683	1,047,200	—
その他補助 文化会館主催事業補助 食事券、ローソンチケット等	1,674	1,469,993	—
あっせん事業 スポーツ観戦チケット割引 美術館、展示会チケット割引等	12,519	48,390,689	39,568,600
主催事業 バスツアー、ライフアップセミナー等	10,981	5,815,833	228,600
雑収入 会員カード再発行・手数料等	199	—	55,150
事業費 合計	32,284	70,690,408	39,852,350
広報費 共済ニュース(6 回) 利用ガイド(隔年) その他各種広報	(会員に配布)	7,972,932	—

会議等開催状況

理事会

年月日	議 題	結 果
令和 7 年第 3 回 R7.6.11	1. 令和 6 年度事業報告及び決算報告 2. 令和 7 年第 2 回評議員会の招集について 3. 理事候補者の選任案について 4. 評議員候補者の推薦について 5. 評議員選定委員会委員の選任について 6. 勤労者福利共済事業運営協議会委員の選任について 7. 事業報告等に係る提出書類について	可 決
	1. 職務執行状況の報告 2. 評議員会報告 3. 公社事業継続基本計画の策定について 4. 公社ホームページ全面改修事業の状況について	報 告
令和 7 年第 4 回 R7.6.26	1. 専務理事の選定について	書面による決議
令和 7 年第 5 回 R7.11.28	1. 特定用準備資金等取扱規則の改正について	可 決
	1. 令和 7 年度職務執行状況の報告について 2. 令和 8 年度事業運営等における留意事項について 3. 評議員会報告について 4. デジタル環境構築補助金の書面審査情報の漏えいの可能性が生じた件について	報 告
令和 8 年第1回 R8.2.17	1. 令和 8 年度事業計画 2. 令和 8 年度収支予算 3. 令和 8 年度資金調達及び設備投資の見込みについて 4. 公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容について記載した書類について 5. 役員等賠償責任保険契約締結及び内容について 6. 令和 8 年第1回評議員会の招集について	可 決
	1. 板橋区勤労者福利共済事業について 2. 公益充実資金等の内訳変更について 3. 公社職員の採用について 4. 公社ホームページ全面改修事業の状況について	報 告

評議員会

月日	議 題	結 果
令和 7 年第 2 回 R7.6.26	1. 理事の選任について 2. 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書) および財産目録の承認について	可 決
	1. 令和 7 年第 3 回理事会について 2. 令和 6 年度事業報告及び決算報告 3. 評議員選定委員会の開催及び議決内容について 4. 公社事業継続基本計画の策定について 5. 公社ホームページ全面改修事業の状況について	報 告
令和 8 年第1回 R8.3.12	1. 令和 8 年第1回理事会について 2. 令和 8 年度事業計画 3. 令和 8 年度収支予算 4. 令和 8 年度資金調達及び設備投資の見込みについて 5. 公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容について記載した書類について 6. 役員等賠償責任保険契約締結及び内容について 7. 板橋区勤労者福利共済事業について 8. 公益充実資金等の内容変更について 9. 公社職員の採用について 10. 公社ホームページ全面改修事業の状況について	報 告

評議員選定委員会

年月日	議 題	結 果
R7.6.18	1. 議長の互選について 2. 評議員の選任について	選 出 選 任

勤労者福利共済事業運営協議会

年月日	議 題	備 考
R7.6.18	1. 令和 6 年度勤労者福利共済事業実績報告 2. 令和 7 年度勤労者福利共済事業計画	
R8.2.12	1. 令和 7 年度勤労者福利共済事業実施状況 2. 令和 8 年度勤労者福利共済事業計画(案)	

監事による監査

年月日	監査事項	結 果
R7.5.22	1. 令和 6 年度の業務執行 2. 令和 6 年度の収支決算	承 認

区財政援助団体監査

年月日	監査事項	備 考
R7.9.1	1. 区補助金(令和 6 年度分)に関する監査	

○当該公益法人の運営体制の充実をはかるための取組

(1) 情報発信の強化

- ・ホームページ全面改修
- ・操作マニュアル等の作成、周知 2/10、2/19

(2) 人財育成・職員能力開発

- ・各種団体の開催する研修等への参加
- ・事業継承支援セミナー 2/19 受講
- ・小規模事業支援に役立つ財務知識(基礎編)12/2、12/4 受講
- ・DX を活用した生産性向上支援の進め方 12/10、12/17 受講

(3) 事業継続計画、情報セキュリティ対策

- ・業務拠点設備の被害防止、軽減対策(7 月～8 月)
- ・情報及び情報システムの被害防止対策(7 月～8 月)
- ・公社 BCP 研修動画作成・視聴(令和 8 年 2 月)
- ・情報セキュリティ研修、自己点検(令和 8 年 1 月)
- ・区が行う避難訓練 8/28、消火訓練(AED 使用方法等)1/8 への参加

(4) 業務効率改善

- ・名刺管理アプリを導入し名刺管理一元化を実施
- ・大画面モニターを導入し、リモート会議に活用

附 属 明 細 書

公益財団法人板橋区産業振興公社定款第 10 条に基づく事業報告の附属明細書については、事業報告において詳細に説明しているため省略する。

決 算 報 告

令和 7 年度

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減	科目の説明
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	8,678,620	9,520,620	△ 842,000	
基本財産受取利息	8,678,620	9,520,620	△ 842,000	
特定資産運用益	31,722	14,695	17,027	
特定資産受取利息	31,722	14,695	17,027	
事業収益	98,240,715	93,104,529	5,136,186	
受取入会金	57,200	67,800	△ 10,600	ハイレライフ入会金
受取会費	33,316,500	34,424,000	△ 1,107,500	ハイレライフ会費
ハンズオン（伴走型支援）事業収益	40,000	20,000	20,000	
販路開拓支援事業収益	6,376,410	6,660,910	△ 284,500	
人材確保・育成支援事業収益	3,024,000	2,744,000	280,000	
福利厚生事業収益	39,852,350	37,895,310	1,957,040	
受託事業収益	9,572,904	8,889,650	683,254	ハイレライフ受付受託収入
信用保証料収益	82,374	91,609	△ 9,235	
求償権回収収益	3,266,484	831,650	2,434,834	回収金の増加
求償権償却準備金戻入益	1,552,493	579,600	972,893	回収金による準備金戻入
代位弁済支払準備金戻入益	1,100,000	900,000	200,000	代位弁済準備金取崩収入
受取補助金等	295,357,653	226,454,197	68,903,456	
受取区補助金	295,357,653	226,454,197	68,903,456	
受取寄付金	0	10,000	△ 10,000	
受取寄付金	0	10,000	△ 10,000	
為替差益	7,855,000	0	7,855,000	
為替差益	7,855,000	0	7,855,000	外貨建グリーンボンド 前期は差損
雑収益	4,436,967	3,659,796	777,171	
受取利息	2,015,883	2,025,411	△ 9,528	定期受取利息
雑収益	2,421,084	1,634,385	786,699	求償権回収金遅延利息、 共済ニュース広告料等
経常収益計	414,600,677	332,763,837	81,836,840	
(2) 経常費用				
事業費	398,305,164	319,787,070	78,518,094	
給料手当	46,335,801	45,905,942	429,859	受発注、ハイレライフ、 信用保証関係職員給料
退職給付費用	661,194	511,272	149,922	中退共経費

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減	科目の説明
福利厚生費	15,793,909	15,772,001	21,908	事業関係職員社会保険料等
会議費	8,258	9,937	△ 1,679	
旅費交通費	2,020,313	2,108,051	△ 87,738	職員交通費
通信運搬費	3,084,784	2,640,607	444,177	事業用通信費
減価償却費	4,416,620	4,416,620	0	福利共済システム等
備品費	0	138,600	△ 138,600	
消耗品費	1,546,260	1,116,906	429,354	
印刷製本費	1,814,982	1,395,129	419,853	
賃借料	1,562,113	1,596,595	△ 34,482	福利共済システム等
諸謝金	1,441,000	1,115,200	325,800	
租税公課	862,900	843,750	19,150	
支払負担金	16,002,600	15,163,400	839,200	
支払助成金	145,446,000	83,312,890	62,133,110	
委託費	68,056,015	67,735,837	320,178	
新聞図書費	127,200	127,200	0	
支払手数料	975,564	952,356	23,208	
広報費	16,734,960	7,857,907	8,877,053	HPリニューアル
主催事業費	63,694,408	59,995,945	3,698,463	チケット等費用
給付金	6,996,000	6,264,000	732,000	
支払利息	205,289	282,798	△ 77,509	
雑費	518,994	524,127	△ 5,133	
管理費	17,562,738	17,610,415	△ 47,677	
役員報酬	330,000	310,000	20,000	理事、監事、評議員会経費
給料手当	7,019,528	7,304,771	△ 285,243	管理関係職員給料
退職給付費用	160,756	152,808	7,948	
福利厚生費	2,329,887	2,114,625	215,262	管理関係職員社会保険料等
研修費	32,000	16,500	15,500	
会議費	45,027	52,626	△ 7,599	
旅費交通費	210,016	248,741	△ 38,725	
通信運搬費	149,841	126,922	22,919	
減価償却費	216,575	216,575	0	
備品費	0	26,400	△ 26,400	
消耗品費	157,961	59,064	98,897	
印刷製本費	22,767	27,806	△ 5,039	
賃借料	1,639,109	1,525,303	113,806	

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減	科目の説明
保険料	148,670	151,170	△ 2,500	
諸謝金	5,000	0	5,000	
租税公課	46,100	7,200	38,900	
支払負担金	64,000	64,000	0	
委託費	2,770,511	2,137,910	632,601	
新聞図書費	72,000	72,000	0	
支払手数料	338,431	334,237	4,194	
広報費	1,749,572	282,832	1,466,740	
支払利息	13,212	17,123	△ 3,911	
為替差損	0	2,320,027	△ 2,320,027	前期：グリーンボンド為替差損
雑費	41,775	41,775	0	
経常費用計	415,867,902	337,397,485	78,470,417	
当期経常増減額	△ 1,267,225	△ 4,633,648	3,366,423	
当期一般正味財産増減額	△ 1,267,225	△ 4,633,648	3,366,423	
一般正味財産期首残高	634,470,527	639,104,175	△ 4,633,648	
一般正味財産期末残高	633,203,302	634,470,527	△ 1,267,225	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	3,471,448	3,808,248	△ 336,800	
基本財産受取利息	3,471,448	3,808,248	△ 336,800	
一般正味財産への振替額	△ 3,471,448	△ 3,808,248	336,800	
一般正味財産への振替額	△ 3,471,448	△ 3,808,248	336,800	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	238,360,000	238,360,000	0	
指定正味財産期末残高	238,360,000	238,360,000	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	871,563,302	872,830,527	△ 1,267,225	

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	204,507,754	212,185,590	△ 7,677,836
未収金	803,242	756,162	47,080
前払金	3,238,713	3,398,905	△ 160,192
棚卸資産	885,950	3,175,300	△ 2,289,350
流動資産合計	209,435,659	219,515,957	△ 10,080,298
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産有価証券	596,047,125	595,462,505	584,620
基本財産普通預金	3,952,875	4,537,495	△ 584,620
基本財産合計	600,000,000	600,000,000	0
(2) 特定資産			
代位弁済準備積立預金	9,250,000	10,350,000	△ 1,100,000
共済事業引当預金	13,500,000	13,500,000	0
供託金積立預金	10,000,000	10,000,000	0
公社DX推進費用積立資産	2,169,000	11,459,000	△ 9,290,000
特定資産合計	34,919,000	45,309,000	△ 10,390,000
(3) その他固定資産			
什器備品	538,592	627,203	△ 88,611
リース資産	9,089,168	13,633,752	△ 4,544,584
求償権	2,738,196	4,290,689	△ 1,552,493
保証債務見返	9,278,000	10,374,000	△ 1,096,000
投資有価証券	64,987,180	57,080,340	7,906,840
長期前払費用	1,111,440	1,667,160	△ 555,720
その他固定資産合計	87,742,576	87,673,144	69,432
固定資産合計	722,661,576	732,982,144	△ 10,320,568
資 産 合 計	932,097,235	952,498,101	△ 20,400,866
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	25,295,670	36,056,527	△ 10,760,857
前受金	3,784,000	3,707,000	77,000
預り金	131,268	282,112	△ 150,844
短期リース債務	4,621,624	4,538,647	82,977
未払消費税等	441,400	453,200	△ 11,800
流動負債合計	34,273,962	45,037,486	△ 10,763,524
2. 固定負債			
代位弁済支払準備金	9,250,000	10,350,000	△ 1,100,000
求償権償却準備金	2,738,196	4,290,689	△ 1,552,493
保証債務	9,278,000	10,374,000	△ 1,096,000
長期リース債務	4,993,775	9,615,399	△ 4,621,624
固定負債合計	26,259,971	34,630,088	△ 8,370,117
負 債 合 計	60,533,933	79,667,574	△ 19,133,641
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
出捐金	200,000,000	200,000,000	0
民間寄付金	38,360,000	38,360,000	0
指定正味財産合計	238,360,000	238,360,000	0
(うち基本財産への充当額)	(238,360,000)	(238,360,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	633,203,302	634,470,527	△ 1,267,225
(うち基本財産への充当額)	(361,640,000)	(361,640,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(25,669,000)	(34,959,000)	(△ 9,290,000)
正味財産合計	871,563,302	872,830,527	△ 1,267,225
負債及び正味財産合計	932,097,235	952,498,101	△ 20,400,866

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法について

満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)を採用している。

(2) 準備金の計上基準について

ア. 代位弁済支払準備金

代位弁済に充当するための積立預金を代位弁済支払準備金として計上する。

イ. 求償権償却準備金

積立方式は、期末における洗い替え方式による。当年度の求償権残高に3分の1、前年度の残高に3分の2、前々年度以前分残高に3分の3をそれぞれ乗じた額の合計額を準備金として計上する。

求償権償却準備金

(単位：円)

年度	求償権残高	償却金準備率	求償権償却準備金
令和7年度	0	1/3	0
令和6年度	0	2/3	0
令和5年度以前	2,738,196	3/3	2,738,196
小 計	2,738,196		2,738,196

(3) 固定資産の減価償却方法について

什器備品・・・定額法によっている。

無形固定資産・・・定額法によっている。

(4) リース取引の処理方法について

所有権移転ファイナンスリース取引（福利共済システム）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンスリース取引（一契約当たり300万円超）

売買処理に準じた会計処理により、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産有価証券	595,462,505	584,620	0	596,047,125
基本財産普通預金	4,537,495		584,620	3,952,875
小 計	600,000,000	584,620	584,620	600,000,000
特定資産				
代位弁済準備積立預金	10,350,000		1,100,000	9,250,000
共済事業引当預金	13,500,000			13,500,000
供託金積立預金	10,000,000			10,000,000
公社DX推進費用積立資産	11,459,000		9,290,000	2,169,000
小 計	45,309,000	0	10,390,000	34,919,000
合 計	645,309,000	584,620	10,974,620	634,919,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
基本財産有価証券	596,047,125	(238,360,000)	(357,687,125)	()
基本財産普通預金	3,952,875	()	(3,952,875)	()
小 計	600,000,000	(238,360,000)	(361,640,000)	(0)
特定資産				
代位弁済準備積立預金	9,250,000	()	()	(9,250,000)
共済事業引当預金	13,500,000	()	(13,500,000)	()
供託金積立預金	10,000,000	()	(10,000,000)	()
公社DX推進費用積立資産	2,169,000	()	(2,169,000)	()
小 計	34,919,000	(0)	(25,669,000)	(9,250,000)
合 計	634,919,000	(238,360,000)	(387,309,000)	(9,250,000)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	4,028,962	3,490,370	538,592
リース資産	22,722,920	13,633,752	9,089,168
合計	26,751,882	17,124,122	9,627,760

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
基本財産			
第10回 利付国債 (30年)	96,544,140	94,090,000	△ 2,454,140
政府保証第174回 日本高速道路保有債務返済機構債券	99,782,020	97,280,000	△ 2,502,020
政府保証第178回 日本高速道路保有債務返済機構債券	99,850,330	97,360,000	△ 2,490,330
第146回 福岡北九州高速道路債券	99,980,110	98,940,000	△ 1,040,110
共同発行市場公募地方債	99,890,525	89,210,000	△ 10,680,525
東京電力パワーグリッド社債	100,000,000	84,560,000	△ 15,440,000
小計	596,047,125	561,440,000	△ 34,607,125
その他固定資産			
投資有価証券			
第10回 利付国債 (30年)	10,137,180	9,879,450	△ 257,730
東京グリーンボンド (外貨)	54,840,000	53,326,416	△ 1,513,584
小計	64,977,180	63,205,866	△ 1,771,314
合計	661,024,305	624,645,866	△ 36,378,439

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期増加額	当期減少額	当期末 残高	貸借対照表上の 記載区分
補助金						
区補助金収入	板橋区	0	295,357,653	295,357,653	0	一般正味財産
合計		0	295,357,653	295,357,653	0	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	金額
経常収益への振替額	
基本財産有価証券受取利息の振替額	3,237,600
基本財産有価証券償却原価法による差額の振替額	233,848
合 計	3,471,448

基本財産有価証券受取利息への振替額及び基本財産有価証券償却原価法による差額の振替額については、基本財産600,000,000円の受取利息のうち、指定正味財産238,360,000円(基本財産総額の約40%相当分)に相当する額を按分して振り替えるものとする。

附 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細について、財務諸表の注記2「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載しているため、記載を省略している。

財産目録

令和8年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金			
	現金	板橋区情報処理センター保管	手許資金として使用している。	50,000
		ハイライフプラザいたばし保管	手許資金として使用している。	330,000
	普通預金	みずほ銀行 板橋支店 (事務費)	運転資金口座として使用している。	24,992,174
		東京信用金庫 板橋支店 (事務費)	運転資金口座として使用している。	19,390,155
		みずほ銀行 板橋支店 (共通口座)	運転資金口座として使用している。	17,978,223
		ゆうちょ銀行	郵便振替口座として使用している。	119,000
		みずほ銀行 板橋支店 (事業費)	勤労者福祉事業(公益目的事業)等に関する口座として使用している。	25,065,723
		きらぼし銀行 板橋支店 (事業費)	勤労者福祉事業(公益目的事業)等に関する口座として使用している。	53,592,459
		きらぼし銀行 板橋支店 (管理費)	勤労者福祉事業(公益目的事業)等に関する口座として使用している。	7,957,392
		みずほ銀行 板橋支店 (回収金)	信用保証事業(他2事業)に関する口座として使用している。	255,017
		みずほ銀行 板橋支店 (保証料)	信用保証事業(他2事業)に関する口座として使用している。	411,798
		ゆうちょ銀行 (回収金)	信用保証事業(他2事業)に関する口座として使用している。	3,486,842
		西京信用金庫 大山支店	運転資金口座として使用している。	128,971
	定期預金	東京信用金庫 板橋支店	運転資金口座として使用している。	20,000,000
		巢鴨信用金庫 板橋支店	運転資金口座として使用している。	10,000,000
		西京信用金庫 大山支店	運転資金口座として使用している。	20,750,000
	未収金	板橋区	受託事業(他1事業)に関する未収金等である。	803,242
	前払金		公益目的事業他	3,238,713
	棚卸資産		公益目的事業	885,950
流動資産合計				209,435,659
(固定資産)	基本財産			
		第10回 利付国債 (30年)	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	96,544,140
		政府保証第174回 日本高速道路保有債務返済機構債券	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	99,782,020
		政府保証第178回 日本高速道路保有債務返済機構債券	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	99,850,330
		第146回 福岡北九州高速道路債券	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	99,980,110
		共同発行市場公募地方債	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	99,890,525
		東京電力パワーグリッド社債	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	100,000,000
	普通預金	巢鴨信用金庫 板橋支店	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	3,952,875
特定資産	代位弁済準備積立預金	西京信用金庫 大山支店 定期預金	代位弁済(他2事業)のための財源として使用している。	9,250,000
	共済事業引当預金	東京信用金庫 板橋支店 定期預金	公益目的事業等(共済事業)のための財源として使用している。	13,500,000
	供託金積立預金	みずほ銀行 板橋支店 普通預金	供託金(他2事業)のための財源として使用している。	10,000,000
	公社DX推進費用積立資産	東京信用金庫 板橋支店 普通預金	各種システム改修・保守費用に備えるための特定費用準備資金である。	2,169,000

(単位：円)

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等		使用目的等	金額
その他固定資産	什器備品	セキュリティ機器他（本部）		事業及び管理に使用している共用資産である。	532,063
		セキュリティ機器他（ハイライフ）		公益目的事業及び給付事業（他3事業）に使用している資産である。	6,529
	リース資産	PC等		事業及び管理に使用している共用資産である。	2,449,040
		福利共済システム		公益目的事業及び給付事業（他3事業）に使用しているシステムである。	6,640,128
	求償権	5件		信用保証事業(他2事業)に係る債権である。	2,738,196
	保証債務見返	7件		信用保証事業(他2事業)に係る保証債務残高である。	9,278,000
	投資有価証券	第10回 利付国債（30年）			10,137,180
		東京グリーンボンド(外貨)			54,840,000
		中央労働金庫			10,000
	長期前払費用	資産の賃借に伴って支出する費用		事業及び管理に使用している共用資産である。	491,480
		資産の賃借に伴って支出する費用		公益目的事業及び給付事業（他3事業）に使用している資産である。	619,960
固定資産合計					722,661,576
資産合計					932,097,235
(流動負債)	未払金			委託料・未払社会保険料等である。	7,148,323
		板橋区補助金返還金額		板橋区へ返還予定の補助金である。	18,147,347
	前受金	事業前受金		公益目的事業の前受金である。	3,784,000
	預り金			預り源泉所得税である。	131,268
	短期リース債務			1年内返済予定のリース債務である。	4,621,624
	未払消費税等				441,400
	流動負債合計				
(固定負債)	代位弁済支払準備金			代位弁済(他2事業)のための準備金である。	9,250,000
	求償権償却準備金	5件		求償権償却(他2事業)のための準備金である。	2,738,196
	保証債務	7件		信用保証事業(他2事業)に係る保証債務残高である。	9,278,000
	長期リース債務			1年超返済予定のリース債務である。	4,993,775
固定負債合計					26,259,971
負債合計					60,533,933
正味財産					871,563,302

令和 8 年 5 月 27 日

公益財団法人板橋区産業振興公社
理事長 坂 本 健 様

公益財団法人板橋区産業振興公社

監 事 武 居 弘 市

監 事 亀 石 浩 司

監査結果について

本日実施した監査結果について、下記のとおり通知します。

記

1 日 時

令和 8 年 5 月 27 日（水）

2 監査対象

令和 7 年度の業務執行及び収支決算に関すること。

3 監査方法の概要

- (1) 業務監査について、業務の報告を徴取し、関連書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。
- (2) 会計検査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて財務諸表の正当性を検討した。

4 監査意見

- (1) 事業報告書の内容は事実であると認める。
- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財政状況を正しく示していると認める。
- (3) 理事の執務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実はないと認める。

以上

事業計画・収支予算

令和 8 年度

令和8年度事業計画

【運営方針】板橋区内の中小企業を取り巻く業況は、いずれの業種も前年比で改善が見られるものの、経営上の問題点として材料費の高騰、人手不足、売上の停滞・減少、利幅の縮小などが挙げられ、重点経営施策として、経費の節減や販路の拡大など課題の克服が強く意識されている(板橋区中小企業の景況より)。
また、国の中小企業白書2025版でも円安・物価高、金利上昇による投資コスト増、構造的な人手不足など同様に示されており、これらの動向を注視しながら、以下の3点に重点を置き、事業運営を行っていく。

- ①ますます深刻さが増している人手不足に対する企業の効率化・生産性向上に対する支援については、業務システムによる自動化とデータ利活用に向けた伴走型の取組を新たに開始する。
- ②サプライチェーンの強靱化などが進められる中、得意分野を持つ企業同士や関係機関などの連携が大きく見直されており、他の自治体や支援機関との合同での商談会や交流会などを通して、新たな取引や関係構築を支援していく。
- ③区内産業の継続的な成長を図るため、経営基盤の強化に重点を置いた伴走型支援体制の充実を図るとともに、支援事例を積極的に発信するなど、多くの企業に公社ハンズオン支援のメリットを理解していただけるような周知を強化していく。

事業名	1 中小企業及び中小企業勤労者等の調査・研究・情報発信に関する事業		
事業区分 (定款)	1号事業 調査研究、情報発信に関する事業	事業費 (予算)	12,807 千円
事業目的			
区内で事業展開する事業者や区民を対象に、産業情報を周知するとともに、国や都の調査のみでは把握が難しい板橋区域内の産業情報を収集し、地域を活性化させることを目的とする。			
(1)産業情報収集及び提供事業			12,807 千円
①産業データベースの運用事業		事業費(予算)	1,500 千円
概要	企業情報の収集及び企業検索サイト「産業データベース」を運用		
要	産業データベースの運用 通年(周知・保守)		
②普及宣伝事業		事業費(予算)	11,307 千円
概要	中小企業の支援に関する情報及び区内企業の発信や、福利厚生事業等の普及促進を行う入会促進活動・広告掲載等を実施する。		
	ア. 「いたばし産業ニュース」の発行	年1回 8,000部	
	イ. 「サポートガイド」等の発行	年1回 1,500部	
	ウ. SNSやホームページによる産業情報及び企業紹介の配信	通年	
	エ. Itabashi Quality製品展示の実施(ハイレライフプラザ、成増図書館)	通年	
	オ. 魅力発信ガイドの運営		
	カ. 共済ニュース「ハイレライフいたばし」の発行	年7回	
	キ. 専門紙への事業紹介等による周知活動	年1回(日刊工業新聞)	
	ク. ハイレライフいたばし入会促進活動の実施	通年	
	ケ. 広告掲載等による普及促進活動	通年(ハイレライフ)	

事業名	2 中小企業のための経営支援事業		
事業区分 (定款)	2号事業 経営支援に関する事業	事業費 (予算)	254,493 千円
	3号事業 取引拡大・交流推進に関する事業		
	4号事業 技術開発支援に関する事業		

事業目的

区内中小事業者や創業希望者を主な対象に、専門知識の習得や助成・補助等の支援を通じて、地域産業を振興し、地域を活性化することを目的とする。

(1) ハンズオン（伴走型支援）事業 35,469 千円

① ビジネスサポート事業		事業費(予算)	34,047 千円
概要	多様な経営課題を支援するため、個別課題に応じた専門家による相談を実施する。		
	ア. 専門家派遣事業	派遣	226件（社内研修15件含）、相談会 9 日
	イ. BCP策定支援事業		新規10社、フォローアップ10社
	ウ. ビジネスチャンス開拓支援事業		支援見込件数15件
	エ. 産業デザイン支援事業		支援見込件数40件
	オ. ワンストップ相談事業		サポートコーディネーター 6 人

② テクニカルサポート事業		事業費(予算)	1,422 千円
概要	技術的課題の解決を支援するため、個別課題に応じた専門家による助言を実施する。		
	ア. 産学公連携アドバイザー事業	派遣見込	8 回
	イ. 医工連携アドバイザー事業	派遣見込	6 回
	ウ. ソリューションスタッフ事業	派遣見込	15社

(2) 助成・補助事業 175,448 千円

① 新製品・新技術開発支援事業		事業費(予算)	28,142 千円
概要	企業の技術革新・技術開発等を支援するための助成・補助事業を実施する。		
	ア. 開発チャレンジ補助金	補助見込	10件
	イ. 産学公連携開発支援事業助成金	助成件数	2 件
	ウ. 公設試験研究機関等利用助成金	助成件数	5件
	エ. 医療機器製造業等登録手数料補助金	補助件数	1件

② 持続化支援事業		事業費(予算)	52,750 千円
概要	企業の持続化を支援するための助成・補助事業を実施する。		
	魅力向上支援包括補助事業		
	ア. 人材獲得支援	補助見込	25件
	イ. 魅力発信支援	補助見込	90件
	ウ. 展示会等出展支援	補助見込	25社

③経営基盤強化支援事業		事業費(予算)	92,218 千円
概要	企業の技術革新・技術開発等を支援するための助成・補助事業を実施する。		
	ア. 権利取得補助金	補助見込	10件
	イ. デジタル化・データ利活用推進助成金【新規】 (旧 業務効率化システム導入助成金・デジタル環境構築補助金)	助成見込	55件
	ウ. 人財育成支援事業助成金	助成見込	50件

④企業間連携促進事業		事業費(予算)	2,000 千円
概要	企業間の連携促進を支援するための助成・補助事業を実施する。		
要	魅力ある個店の連携支援補助金	補助見込	4件

⑤助成・補助事業諸経費		事業費(予算)	338 千円
概要	助成補助事業の共通経費		

(3)販路開拓支援事業 43,576 千円

①連携イノベーション支援事業		事業費(予算)	988 千円
概要	企業間の連携を促進する事業を実施する。		
	魅力ある個店の創出・発掘セミナー	無料セミナー、連続講座開催（有料30人） 個別相談実施	

②専門展示会等出展事業		事業費(予算)	38,234 千円
概要	区内企業の特徴ある製品・商品・技術等を国内外に周知するために展示会等に出展する。		
	ア. ものづくり専門展示会	機械要素	出展社数8社
	イ. 光学系展示会	OPIE	出展社数8社
	ウ. BtoC専門展示会	ギフトショー	出展社数8社
	エ. 医療系専門展示会	Medtec	出展社数7社
	オ. 新産業分野展示会	脱炭素EXPO	出展社数5社

③商談会事業		事業費(予算)	3,080 千円
概要	区内企業を主な対象とした商談会を実施する。		
要	ものづくり企業商談会	開催予定	1回

④交流促進事業		事業費(予算)	1,274 千円
概要	新ビジネス・イノベーション創出を支援するための交流促進事業を実施する。		
要	交流会事業	開催予定	1回

事業名	3 中小企業及び中小企業勤労者等の人材確保・育成に関する事業		
事業区分 (定款)	5号事業 人材の確保・育成に関する事業	事業費 (予算)	4,225 千円
事業目的			
区内在住・在勤・在学の勤労者や経営者等を対象とした人材育成や中小企業の課題解決等を支援する事業を実施する。			
(1)人材確保・育成支援事業			4,225 千円
①創業支援事業		事業費(予算)	1,477 千円
概要	区内で創業予定または創業間もない事業者を対象としたセミナーを実施する。		
要	実践型創業マスタースクール 受講人数延べ 500人		
②勤労者能力開発事業		事業費(予算)	1,871 千円
概要	区内在住・在勤・在学の勤労者等を対象としたキャリアアップ講座を実施する。		
	ア. 宅地建物取引士講座 年1回 (20日間)		
	イ. ファイナンシャルプランナー 3 級講座 年1回 (10日間)		
	ウ. 日商簿記 3 級講座 年1回 (12日間)		
	エ. ITスキルアップ講座 年1回 (10日間)		
③ビジネスセミナー		事業費(予算)	877 千円
概要	中小企業の課題解決等を支援するセミナーや講座を実施する。		
要	各種セミナー		

事業名	4 中小企業勤労者等のための勤労者福祉増進事業		
事業区分 (定款)	6号事業 勤労者福祉の増進に関する事業	事業費 (予算)	70,785 千円
事業目的			
区内在住・在勤の勤労者等の経営基盤の確立・生活安定の支援を目的とし、低利な融資斡旋事業や指定店事業を実施する。			
(1)勤労者福利共済事業			61,785 千円
①生活安定事業		事業費(予算)	0 千円
概要	勤労者の福利厚生を目的とした各種事業を実施する。		
	ア. 融資斡旋事業		
	イ. 指定店事業		

②健康維持増進事業		事業費(予算)	2,805 千円
概	健康増進を目的とした各種事業を実施する。		
要	健康・スポーツ施設利用事業		

③余暇活動に関する事業		事業費(予算)	58,980 千円
概要	余暇活動を推進する各種事業を実施する。		
	ア. 自己啓発事業		
	イ. 宿泊施設利用事業		
	ウ. 文化教養活動事業		
	エ. 遊園施設等利用事業		
	オ. チケット割引斡旋事業		
	カ. レクリエーション事業		

(2)給付事業 9,000 千円

①給付事業		事業費(予算)	9,000 千円
概	生活安定事業の一環として慶弔給付金等を支給する。		
要	各種祝い金等		

事業名	5 信用保証に関する事業		
事業区分 (定款)	7号事業 信用保証に関する事業	事業費 (予算)	4,615 千円
事業目的			
平成16年3月まで実施していた板橋区斡旋の融資に対する信用保証について、債務保証等を行うことで中小企業の支援を行う。			
(1)信用保証事業			4,615 千円
①信用保証		事業費(予算)	4,615 千円
概要	中小企業融資の保証債務及び求償権債権の管理を行う。		
	ア. 求償権債権等の回収業務		
	イ. 信用保証条件の変更・保証債務の代位弁済		

事業名	6 他法人等から受託する事業		
事業区分 (定款)	8号事業 他法人等から受託する事業	事業費 (予算)	10,598 千円
事業目的			
勤労者福利厚生事業の受付業務と区立ハイレイフプラザの貸館手続業務を併せて実施することで業務の効率化を図る。			
(1)板橋区立ハイレイフプラザの受付受託事業			10,598 千円
①窓口業務		事業費(予算)	10,598 千円
概要	産業活動を担う勤労者の福利向上に寄与するため施設の管理運営を行う。		
	窓口受託事業		

事業名	7 その他公社の目的を達成するために必要な事業		
事業区分 (定款)	9号事業 その他必要な事業	事業費 (予算)	100 千円
事業目的			
その他必要な事業を実施することで、地域産業の活性化に寄与する。			
(1)他団体主催事業への後援・協賛			100 千円
①他団体への協力		事業費(予算)	100 千円
概要	区内産業団体等の主催事業に協力し、事業目的の達成を側面支援する。		
	各種事業後援等		

収支予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	9,709,000	9,709,000	0
基本財産受取利息	9,709,000	9,709,000	0
特定資産運用益	10,000	10,000	0
特定資産受取利息	10,000	10,000	0
事業収益	91,557,000	92,877,000	△ 1,320,000
受取入会金	90,000	90,000	0
受取会費	34,050,000	34,650,000	△ 600,000
ハンズオン（伴走型支援）事業収益	100,000	100,000	0
販路開拓支援事業収益	6,376,000	6,526,000	△ 150,000
人材確保・育成支援事業収益	3,310,000	3,280,000	30,000
福利厚生事業収益	34,989,000	36,163,000	△ 1,174,000
受託事業収益	10,147,000	9,573,000	574,000
信用保証料収益	84,000	84,000	0
求償権回収収益	825,000	825,000	0
求償権償却準備金戻入益	586,000	586,000	0
代位弁済支払準備金戻入益	1,000,000	1,000,000	0
受取補助金等	357,481,000	313,505,000	43,976,000
受取補助金	357,481,000	313,505,000	43,976,000
受取寄付金	3,000	3,000	0
受取寄付金	3,000	3,000	0
雑収益	3,522,000	3,304,000	218,000
受取利息	2,000,000	1,774,000	226,000
雑収益	1,522,000	1,530,000	△ 8,000
経常収益計	462,282,000	419,408,000	42,874,000
(2) 経常費用			
事業費	455,427,699	418,806,710	36,620,989
給料手当	63,189,000	49,236,900	13,952,100
退職給付費用	938,400	646,800	291,600
福利厚生費	17,791,503	17,362,430	429,073
会議費	28,000	28,000	0
旅費交通費	2,300,676	2,567,900	△ 267,224
通信運搬費	4,177,680	3,905,560	272,120
減価償却費	4,384,420	4,418,420	△ 34,000
備品費	268,000	268,000	0
消耗品費	1,628,400	1,532,400	96,000
印刷製本費	3,025,400	3,046,400	△ 21,000

(単位：円)

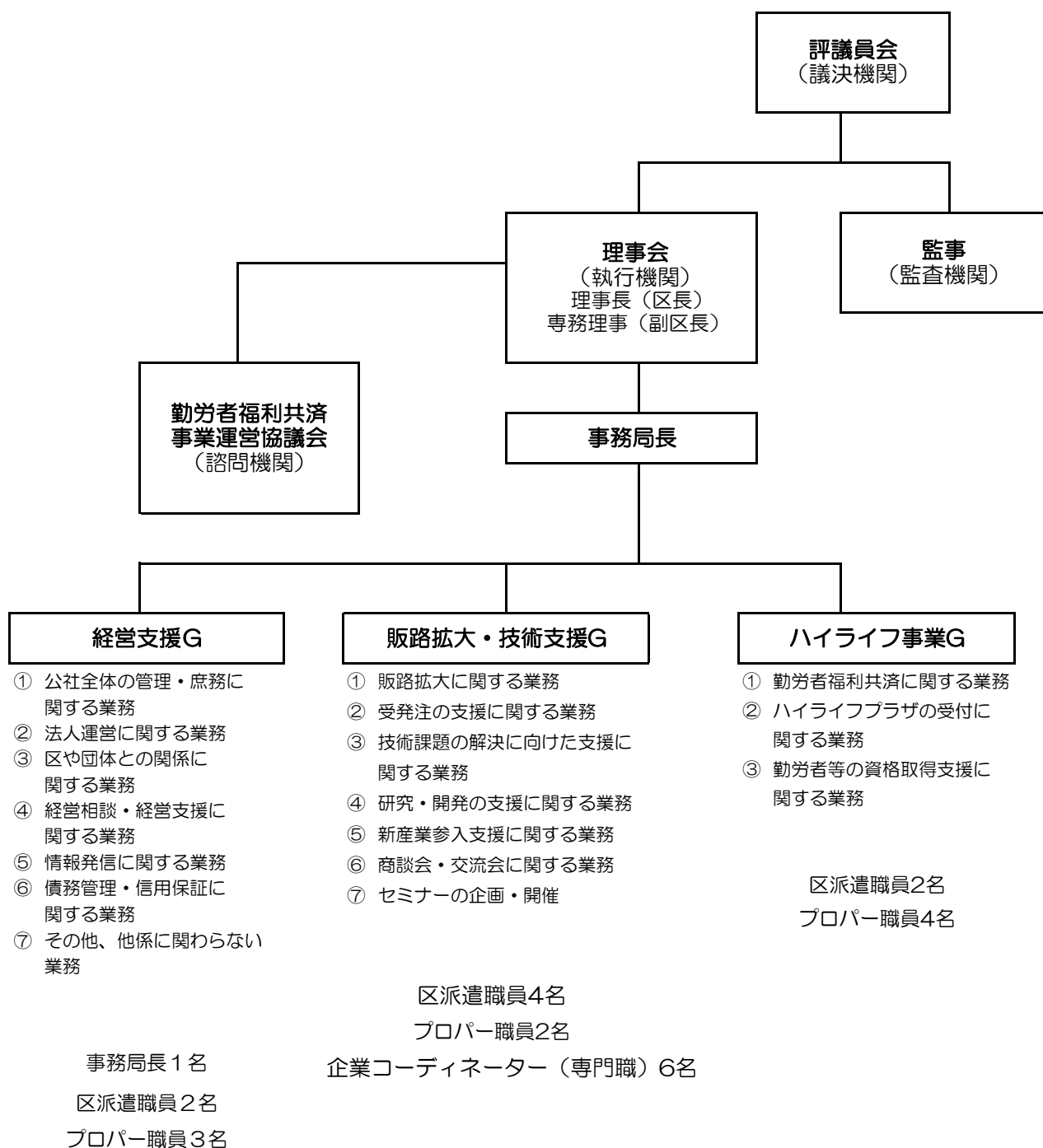
科 目	当年度	前年度	増減
賃借料	1,775,240	1,775,240	0
諸謝金	3,774,000	3,245,000	529,000
租税公課	910,000	900,000	10,000
支払負担金	17,064,000	16,474,000	590,000
支払助成金	163,200,000	144,400,000	18,800,000
委託費	87,471,120	76,250,560	11,220,560
新聞図書費	141,000	141,000	0
支払手数料	797,800	1,145,560	△ 347,760
広報費	11,067,560	19,201,840	△ 8,134,280
主催事業費	61,785,000	62,472,000	△ 687,000
給付金	9,000,000	9,000,000	0
求償権回収金支払費用	1,000	1,000	0
信用保証料返戻費用	1,000	1,000	0
支払利息	128,320	206,520	△ 78,200
雑費	580,180	580,180	0
管理費	19,383,301	19,633,290	△ 249,989
役員報酬	350,000	350,000	0
給料手当	8,308,000	7,230,100	1,077,900
退職給付費用	201,600	169,200	32,400
福利厚生費	2,594,497	2,579,570	14,927
研修費	200,000	200,000	0
会議費	60,000	60,000	0
旅費交通費	285,324	304,100	△ 18,776
通信運搬費	152,320	105,440	46,880
減価償却費	216,580	216,580	0
備品費	32,000	32,000	0
消耗品費	65,600	65,600	0
印刷製本費	29,600	29,600	0
賃借料	1,565,760	1,614,760	△ 49,000
保険料	152,000	167,000	△ 15,000
諸謝金	30,000	30,000	0
租税公課	9,000	40,000	△ 31,000
支払負担金	64,000	64,000	0
委託費	4,100,880	3,947,440	153,440
新聞図書費	132,000	132,000	0

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
支払手数料	307,200	373,440	△ 66,240
広報費	457,440	1,848,160	△ 1,390,720
支払利息	7,680	12,480	△ 4,800
雑費	61,820	61,820	0
経常費用計	474,811,000	438,440,000	36,371,000
当期経常増減額	△ 12,529,000	△ 19,032,000	6,503,000
当期一般正味財産増減額	△ 12,529,000	△ 19,032,000	6,503,000
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	3,883,600	3,883,600	0
基本財産受取利息	3,883,600	3,883,600	0
一般正味財産への振替額	△ 3,883,600	△ 3,883,600	0
一般正味財産への振替額	△ 3,883,600	△ 3,883,600	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0

資 料

公社組織図及び事務分掌



公社職員 24人
令和8年4月1日現在

公益財団法人板橋区産業振興公社理事・監事名簿

令和 8 年 6 月 24 日現在

役 職	氏 名	備 考
理事長	(理事) 坂本 健	板橋区長
専務理事	尾科善彦	板橋区副区長
理事	高林 格	一般社団法人板橋産業連合会副会長
理事	石川政和	板橋区商店街連合会副会長
理事	瓜生一仁	東京商工会議所板橋支部 副会長
理事	小川 泰	(株)日本政策金融公庫 板橋支店長兼国民生活事業統轄
理事	佐藤知正	東京大学大学院名誉教授
理事	大湊 満	元凸版印刷(株)相談役
監事	(監事) 武居弘市	公益社団法人板橋法人会副会長
監事	亀石浩司	税理士

公益財団法人板橋区産業振興公社評議員名簿

令和 8 年 6 月 24 日現在

役 職	氏 名	備 考
評議員	(産業界代表) 豊城勇一	一般社団法人板橋産業連合会会長
評議員	斉藤得弥	板橋区商店街連合会会長
評議員	岩月宏昌	東京商工会議所板橋支部会長
評議員	(金融機関代表) 二瓶克博	巣鴨信用金庫理事長
会長	(板橋区議会代表) 田中俊介	板橋区議会議長
評議員	實正康幸	板橋区議会区民環境委員会副委員長
評議員	(板橋区代表) 家田彩子	板橋区産業経済部長
評議員	藤原仙昌	板橋区産業経済部産業振興課長

公益財団法人板橋区産業振興公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人板橋区産業振興公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都板橋区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、板橋区が産業集積地として発展を続けるために、区内事業者の継続的な経営革新の支援及び中小企業勤労者福祉の向上等を通じ、地域産業を活性化し、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 板橋区の産業振興を図るための調査研究、情報発信に関する事業
- (2) 板橋区の事業者の経営支援に関する事業
- (3) 板橋区の事業者の取引拡大・交流推進に関する事業
- (4) 板橋区の事業者の技術開発支援に関する事業
- (5) 事業者の人材の確保・育成に関する事業
- (6) 中小企業勤労者福祉の増進に関する事業
- (7) 信用保証に関する事業
- (8) 上記事業に関連する範囲で、他法人等から受託する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行なうものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、第4条に規定する事業を行なうために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(株式の議決権行使)

第6条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

(剰余金の分配)

第7条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（事業年度）

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容について報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

（評議員の定数）

第12条 この法人に評議員7名以上13名以内を置く。

2 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはな

らない。また、評議員には監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の選任及び解任）

第 13 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会で行なう。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 3 名の計 5 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 2 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2 人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の評議員）につき 2 人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第 7 項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員の任期）

第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第 15 条 評議員に対して、各年度の総額が 650,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行なうために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準には、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

（構成及び評議員会会長）

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会会長は、評議員の互選により定める。

3 評議員会会長は、評議員会で議長を務める。

（権限）

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事に対する報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催する他、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第 20 条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行なわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には議長及び出席した評議員の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

(評議員会の報告の省略)

第23条 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第6章 役員

(役員の定数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計が、理事総数（現在数）の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
（理事の職務及び権限）

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（役員の報酬等）

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行なうために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事長を理事会の議長とする。

（権限）

第32条 理事会は、次の職務を行なう。

（1） この法人の業務執行の決定

（2） 理事の職務の執行の監督

（3） 理事長及び専務理事の選定及び解職

（招集）

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

（決議）

第34条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（報告の省略）

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告については、適用しない。

（諮問機関）

第37条 この法人に、第4条第6号の事業運営に関する諮問機関として、勤労者福利共済事業運営協議会を置く。

2 前項の協議会は、10名以上17名以内の諮問委員で構成され、理事会において選任・解任される。

3 第1項の協議会は、理事長の諮問に基づいて、第4条第6号の適切な事業運営及び改善に対し、理事長に参考意見を提出する。

4 第1項の議事の運営の細則及び諮問委員への報酬等は、理事会において定める。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

（解散）

第39条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能
その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定取り消しに伴う贈与）

第40条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第41条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第42条 この法人の公告は電子公告とする。

2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

（事務局）

第43条 この法人に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の承認を得て理事長が任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及びその他必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

第11章 補則

（委任）

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行なったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、坂本健とする。

公益財団法人板橋区産業振興公社

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人板橋区産業振興公社（以下、「公社」という。）の役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員 理事及び監事をいう。
- （2）役員等 理事、監事及び評議員をいう。
- （3）常勤理事 理事のうち、公社に常時勤務する者をいう。なお、常時勤務とは週4日以上公社で勤務する者とする。
- （4）非常勤役員等 役員等のうち、常勤理事以外の者をいう。
- （5）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （6）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 役員等に対しては、この規程の定めるところにより、役員等の職務執行の対価として、報酬等を支給する。ただし、板橋区及び板橋区の出資する団体に勤務し、報酬等を支給される役員等に対しては、報酬等及び第5条に定める手当を支給しない。

（報酬表）

第4条 報酬は、別表第1及び別表第2に定める報酬表による。ただし、監事が決算にかかる監査の業務に従事するときは、別表第3を上限として適用するものとする。

（報酬等の支払）

第5条 報酬等は、現金で直接役員等に支払うものとする。ただし、役員等から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

2 前項の報酬等の支払の際、法令及び法令の規定に基づく協約又は協定により報酬等から控除する金額があるときは、理事長はこれを控除して支払うことができる。

（報酬等の支給日）

第6条 常勤理事の報酬等（期末手当を除く。）及び費用の支給日は、毎月15日とする。ただし、15日が、日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第 178 号)に定める休日をいう。以下この項において同じ。)に当たるときは、15 日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、災害その他の事由により前項の支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。

(期末手当)

第7条 常勤理事には、期末手当を支給する。

2 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下本条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する常勤理事に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した役員等についてもまた同様とする。期末手当の支給日は、基準日が3月1日のものは3月15日、6月1日のものは6月30日、12月1日のものは12月10日とする。

3 前項に定める支給日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、第6条第1項ただし書きの例による。

4 期末手当の額は、役員等の報酬等月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額とする。

(旅費)

第8条 役員等が出張するときは、旅費を支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる常勤理事に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」とう。)を負担することを常例とする常勤理事(交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると理事長が認める常勤理事以外の常勤理事であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

(2) 通勤のために自転車その他の交通の用具で理事長が定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする常勤理事((自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める常勤理事以外の常勤理事であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる常勤理事を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする常勤理事(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める常勤理事以外の役員等であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる役員等の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前号第1号に掲げる常勤理事 理事長が定めるところにより算出したその者の支給対象期間(6箇月を超えない範囲内で理事長が定める期間をいう。以下同じ。)の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数(以下「支給月数」という。)で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に当該支給月数を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる役員等 別表第4に掲げる役員等の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) 前項第3号に掲げる役員等 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額(その額を支給月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に当該支給月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当を支給される役員等につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該役員等に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(非常勤役員等)

第10条 非常勤役員等に対する報酬及び旅費は、職務遂行の都度、現金(振込)により支給する。

附 則

1 この規程は、公益財団法人板橋区産業振興公社の移行登記日から施行する。

別表第1

適用者	報酬月額
常勤理事	420,500 円

別表第2

適用者	報酬日額
非常勤理事	10,000 円
非常勤監事	10,000 円
評議員	10,000 円

別表第3

適用者	報酬額
非常勤監事	監査業務 1 回あたり 50,000 円

別表第4

自転車等を使用する役員の通勤手当月額表

職員の区分	1	2 以外の職員	2 身体に障がいをもつ職員で理事長により通勤が困難であると認められるもの
自転車等の片道の使用距離の区分			
5 キロメートル未満		2,600 円	3,900 円
5 キロメートル以上 10 キロメートル未満		3,000 円	5,300 円
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満		5,000 円	8,100 円
15 キロメートル以上 20 キロメートル未満		7,000 円	10,900 円
20 キロメートル以上 25 キロメートル未満		9,000 円	13,700 円
25 キロメートル以上 30 キロメートル未満		11,000 円	16,500 円
30 キロメートル以上 35 キロメートル未満		11,000 円	19,300 円
35 キロメートル以上 40 キロメートル未満		13,000 円	22,100 円
40 キロメートル以上		13,000 円	24,900 円

令和 7 年度のトピックス

デジタル化に係る補助金・助成金活用事例集
過年度、補助金・助成金事業を実施した区内 4 社に
システム導入経緯、困難・苦労や効果、今後の展開
をインタビューした事例集を発行し、デジタル化を
具体に進めるヒントを提供した。



ITABASHI Quality

デジタル化に係る補助金・助成金活用事例集

区内中小企業の
成功・実践事例から学ぶ
デジタル活用のヒント

機械要素技術展

区外の専門展示会における初の取組として、都内自治体が一団で出展する「東京ブース」を形成した。
多くの出展者の中で、東京連携による情報発信と集客力の向上を図ることができた。



スーパーサイエンスマジックショー

子育て世代への「ハイレイフいたばし」のPRの一環として「マジック+サイエンス+笑い」のお子さんと一緒に楽しめる参加型イベントを開催した。



公 社 沿 革

1977 年度 (昭和 52 年度)	・ 区内中小企業の振興と育成を目的として財団法人板橋区中小企業振興公社設立
1985 年度 (昭和 60 年度)	・ 区内中小企業の魅力ある職場作りの一助として勤労者福利共済制度ハイレイフいたばし開始
2003 年度 (平成 15 年度)	・ 信用保証事業の新規受付業務終了 【参考】保証実績 31,768 件 保証金額 113,360,400 千円 ※ 昭和 52 年度から平成 16 年度実績
2012 年度 (平成 24 年度)	・ 事務所移転 板橋区板橋 2 丁目 6 6 番 1 号から板橋区板橋 2 丁目 6 5 番 6 号
2012 年度 (平成 24 年度)	・ 産業見本市、優良事業顕彰事業等、区からの大幅な事務移管
	・ 公益財団法人として認定
	・ 板橋区中小企業振興公社から板橋区産業振興公社に名称変更
2022 年度 (令和 4 年度)	・ 公益認定変更届出
	・ 個店支援分野の追加、産業見本市、優良事業顕彰事業等の区への移管



ITABASHI Quality®

～世界に誇るメイド・イン・イタバシ～

公益財団法人 板橋区産業振興公社

〒173-0004 東京都板橋区板橋二丁目 65 番 6 号

TEL 3579-2175 FAX 3963-6441